

文京区事務手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

1 文京区事務手数料条例（昭和33年4月文京区条例第9号）新旧対照表

改正後（案）	現行
別表（第二条関係） 次項のとおり 付 則 この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日から施行する。	別表（第二条関係） 次項のとおり

2 別表の改正

【改正後（案）】

事務	名称	額	徴収時期
1～24 省略			
25 削除			
26 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードの再交付	個人番号カード再交付手数料	一件につき 八百円	再交付申請又は再交付のとき。

【現行】

事務	名称	額	徴収時期
1～24 省略			
25 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号法」という。）第七条第一項に規定する通知カードの再交付	通知カード再交付手数料	一件につき 五百円	再交付申請のとき。
26 番号法第二条第七項に規定する個人番号カードの再交付	個人番号カード再交付手数料	一件につき 八百円	再交付申請又は再交付のとき。